

平成 29 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

二ツ橋第二地域ケアプラザ（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

二ツ橋第二地域ケアプラザ（以下、ケアプラザという）の担当エリア内の高齢化の状況は、第四地区 27.4%・相沢地区 25.9%で、（瀬谷区全体は 26.38%）両地区とも高齢化が進んでいる状況です。

また、両地区（瀬谷第四地区は一部二ツ橋地域ケアプラザと重複）の要介護認定率は、ここ 8 年で要支援の方と要介護 1・2 の方が増加しています。

このような状況で、今年度は第 3 期地域福祉保健計画の 2 年目に当たり、両地区では地区計画により、見守りやサロン活動などの地域福祉活動を活発に展開し、当ケアプラザとしても地区や各自治会町内会単位での支援を中心に進めて来ています。

瀬谷第四地区では、地域福祉活動の担い手育成を進め、子ども支援の活動である「よんたくん広場」を実施し今後の定着化を図っています。

また、相沢地区では、「生活支援助けあいの会」を立ち上げ、軌道に乗せつつあります。

このようななか、平成 29 年度はケアプラザとして、地域の中で福祉の課題を抱えた方が住み暮らしやすい環境をつくるため、28 年度から始まった生活支援体制整備事業を中心に、個別のニーズ把握や認知症等の課題を抱えた方や家族が集える場所づくり、介護予防のための諸事業などを進めます。

【具体的な取組】

- (1) 担当地区の連合自治会、民児協、地区社協の定例会に出席することによって個別の相談や地域情報を収集するとともに、地区支援会議や地区支援チーム会議での情報共有を進めます。
- (2) 地域行事（祭りや運動会・防災訓練など）や地域サロン等の地域の福祉活動に積極的に参加し、地域との関係づくりや情報提供・個別の困りごとの聞き取りによる課題収集を進めます。
- (3) 瀬谷第四地区「女性のボランティア」や相沢地区の助けあいの会の育成の支援を始め、地域活動を行っているグループ・地域活動を希望する方々の人材育成、子ども支援事業の推進のための支援などを進めます。
- (4) 地域の単位町内会などとの協働で、出前講座や健康講座などを実施し、介護予防事業を広めます。
- (5) 生活支援体制整備事業の推進を、地域の個別課題の把握や地域のボランティア等の団体・グループとの連携や支援などにより進めます。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- (1) 日頃から区役所や関係機関と情報を共有し連携することにより、相談内容に応じた速やかな対応を進めます。
また、サブコーディネーターを始め包括以外の職員にも活用できる、インテーク相談受付様式を整備し、軽微な相談内容でも相談票に記入することを促して漏れの無い速やかな相談体制を整えます。
- (2) 月例のケア会議で区役所・ケアプラザ・区社協間で地域・個別支援についての情報を共有し連携を図り、地域性・個別性に沿った対応を目指します。
- (3) 相談内容によっては、せやまるふれあい館内の区社協は基より、子育て支援拠点や生活支援センター等と連携し、各施設の専門性を活かした支援につなげます。
- (4) 複合館である強みを活かし、館内の子育て支援拠点や生活支援センターなど他施設と連携し、各施設の特色を活かした対応を進めます。
- (5) 隣接する県立三ツ境養護学校、市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市西部多機能型拠点「こまち」の障がい児者の状況や就労状況などを把握するとともに、学校やP T A・当事者に地域情報の発信を行います。
- (6) 区高齢障害支援課を始め行政機関・地域の施設や民間事業所など多様な機関と連携することにより、個人が安全でその人らしく生活できる環境の確保を行います。
- (7) オープンスペースやエントランスなどに、地域情報や介護保険情報の冊子やチラシを持ち出ししやすいラックに配架して、来館者に情報提供します。
- (8) 介護予防支援事業や居宅介護支援事業など、利用者宅への訪問の際、家庭内状況や地域から寄せられる情報などから、区役所や関係機関へつなぎ連携することで、支援を進めます。

(2) 各事業の連携

- (1) 月例のケア会議で包括3職種、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、区社協、区職員にて個別課題の検討や地域の情報交換を実施します。
- (2) 自主活動サロンや老人会に多職種で定期的に参加し健康講話・体操・脳トレ・音楽レクを実施するとともに、介護予防普及啓発を進めます。また、「ケアプラザについて」「介護保険制度について」「詐欺について」「地域活動について」等幅広い啓発に努めます。
- (3) 職種間の連携により、担当サブ担当制で地域のサロンなどの各活動の場に出向き「フォローアップ講座」を実施し、効果測定を行っていきながら、関わっていき後方支援を進めます。
- (4) 区社協や三ツ境養護学校、障害事業所との連携を深め、地域への障害理解の推進に向けて活動の幅を広げるとともに「みーとすまいる」を実施します。
- (5) 医師などの専門機関等の連携により、住民向け医療講座などを実施します。
- (6) 地域の会合や行事、地域情報に関することについて、全職員で「地域支援記録」に記録し、定期的に回覧・共有を進めます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

今年度、常勤職員は、1名が定期異動でかわり、非常勤職員は継続した体制でしたので大きな変化はありませんでした。

- (1) 市社協本部の「人材育成計画」をもとに、「求められる職員像」の自己評価を進めるとともに、ケアプラザの職員としての「職務遂行能力」を高めるための研修や各種の業務担当連絡会に出席をし、「基幹研修」や「課題別研修」の出席者からの報告書の提出や職場内への伝達研修も実施します。
- (2) 全常勤職員は、市社協全体の方針に基づいた個別目標を年度毎に設定し、業務を行い年3回以上定期的に自己評価・上司からの評価・指導による人事考課制度を実施します。
- (3) 職員の育成について、市社協で作成した「地域ケアプラザ基本指針」、「地域ケアプラザ業務指針」、「4職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター〔以下CN〕）」、「地域ケアプラザ自己評価シート」、「地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢」、「地域ケアプラザ職員のあり方」（地域活動交流CN・生活支援CN編）に基づき、定期的に各々の業務能力を確認することで、自身に不足している部分を明確化し、スキルの向上や質の高いサービス提供ができるよう取り組みます。
- (4) 生活支援体制整備事業の推進を、「生活支援体制整備事業の手引き」（健康福祉局）、「生活支援体制整備事業への本会の考え方」（市社協）に基づき進めます。
- (5) ケアマネットや各種専門職の連絡会を通し、区内サービス事業所の情報を収集し、ケアプラザ内で共有することで特定事業者への偏りを防ぎます。
- (6) 月例の所内ケアマネジャーミーティングで、特定の事業所に偏らないように確認をします。
- (7) 第三者評価結果に基づき毎年年間の振り返りを全職員で行っており、運営やより適切なサービスの在り方などについて検討を行い普段の業務に反映させます。
- (8) 市社協のコンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、法令や内部規定の遵守を意識し公平・中立な立場で業務にあたります。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- (1) 毎月の連合自治会、民児協、地区社協の各定例会に、職員が参加し、地域住民からの情報収集やケアプラザからの情報提供を進めます。また、地域から得た情報について、地区支援チーム会議で情報共有します。
- (2) 地域サロン・ミニデイ等に参加し、ケアプラザからの情報提供や地域ニーズの吸収を進め、訪問から得た情報や課題を基に、エリア内の諸団体のスキルアップや交流・情報共有・モチベーションの向上を図ります。
- (3) 地区単位による行事は基より、単位町内会が開催する行事（餅つき大会や防災訓練）にも参加、関係構築だけでなく、単位町内会が行う地域住民の交流の場や見守り機能などの把握をし地域アセスメントを進めます。

- (4) 「女性のボランティア」事務局として、定例会の開催支援、議事録の作成、研修の企画や、重要な課題・検討事項に対して役員が検討する場としての役員会を支援します。
- (5) 瀬谷区ヘルスマイトやスポーツ推進員などの健康促進関係団体との連携で、健康講座や介護予防などの講座を進め地域に広く介護予防の意識啓発を進めます。
- (6) 隔月開催の管理委員会では関係機関や行政と情報共有を行い、現状の問題や進捗状況の共通認識を持つ機会とします。
- (7) 民生委員対象のケアマネジャーとの懇談会を進め、個別のケースについての共通認識を持つとともに、今後の連携の強化を図ります。

(5) 区行政との協働

- (1) 第三期地域福祉保健計画の地区計画の推進について、両地区の支援を行政始め支援チーム中心に進めます。(地区支援会議に所長が、支援チーム会議に生活支援・地域活動交流 CN が出席)
- (2) 第四地区の人材育成をはじめとした「よんたくん広場」等の各事業や相沢地区の「ふれあいのつどい」での、地域福祉保健計画の紹介ブースや各体験や事業所製品の作製体験のブースの支援をはじめとした事業に地区支援チームとともに取り組みます。
- (3) 職員が各分担で各種定例会やサロンに参加し、地区支援チームと情報共有を行うとともに地区支援の内容や方向性について適宜確認を進めます。
- (4) 区社協・瀬谷区障害支援課等との共催で「ぼらんていあ カフェ」などを実施し、地域福祉活動を進めるボランティア活動を支援します。
- (5) 市社協長期ビジョン・市社協地域福祉保健計画（横浜市との協働策定）に基づき、定期的な振り返りや見直しを行いながら、地域支援を進めます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- (1) 地区社協・地区民児協などの地域福祉活動団体の会合や地域サロン・ミニデイサービス等の活動に参加し、活動内容や地域から得た情報などを整理し、部門間で情報共有するとともに、聞き取りなどを活用し地域課題の把握を進めます。
- (2) サロンやシニアクラブ・相和会での出前講座を実施後、エリア内の全サロンで同じ内容でアンケートを行い分析によりエリア毎の課題を抽出し、課題へのアプローチを進めます。
- (3) 広報紙の発行や、ケアプラザの情報掲示板の活用により、事業案内や地域活動の周知などの情報を地域に発信します。また、連合自治会町内会に依頼し班回覧による地域の方々への情報提供を進めます。(※広報紙は隔月で発行予定)
- (4) 地域支援計画を区社協と共に年度始め・中間期・年度末の時期に協働で作成することにより、振り返り・見直しを行いつつ支援の方向性を共有します。

- (5) ニツ橋地域ケアプラザのエリアと重複する瀬谷第四地区への地域支援については、地域活動交流・生活支援 CN とともに、ニツ橋地域ケアプラザの各職種（包括・生活支援・地域活動）と役割分担を明確にしつつ情報共有と支援の方向性を検討します。
- (6) 重症心身障害児を対象とした余暇支援事業「みーとすまいる」を区社協・三ツ境養護学校・関係施設・地区社協関係とともに企画実施するとともに、相沢・第四地区の地区別計画の柱である障害者理解促進事業を支援するための一助とします。
- (7) 第四地区社協の進める子ども支援事業「よんたくん広場」を実行委員会の企画実施をともに行い、軌道に乗るよう支援します。
また、事業を通し今後の貧困などの地域課題へ対応するための方向性を検討します。
- (8) 「音の駅」の開催を区内ケアプラザとの協働で行うことを通し、相沢連合未加入エリアとの関係構築をさらに進め、これを契機にし、新たな地域活動への支援につなげます。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- (1) 瀬谷第四地区の活動団体（民児協・地区社協・連合町内会等）や地域の助け合いの会「女性のボランティア」の拠点として、さらなる定着化を図ります。
- (2) ケアプラザ内の廊下壁面を利用して、地域の方の作品展示や活動紹介をする「せやまるギャラリー」の利用率を向上させるため、積極的に広報活動を行います。
- (3) 貸館稼働率向上のため、各室の空き状況がわかる掲示板の周知を積極的に行い、夜間利用率向上のため、広報紙での周知で夜間利用の団体登録を促します。
- (4) 登録団体の活動情報を来館者が自由に閲覧できる台帳を活用し、地域の活動に興味を持つ方々が活動につながるよう進めます。また、会場利用団体の交流会を実施し、利用に関する留意事項の周知や利用者の意見・要望などを貸館事業に反映します。
- (5) せやまる・ふれあい館の6館共催の「せやまる・ふれあい祭り」において地域のボランティア団体、貸館登録団体がそれぞれの活動を活かしたコーナーの設置を行い、活動の発表及びPRの場づくりを進めます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- (1) 第四地区人材育成について、フォーラムの開催や地域活動を円滑にすすめるための組織作りなどを、地区支援チームと共に進めます。
- (2) 地域の子ども支援事業の「よんたくん広場」では実行委員として、地域の活動希望者が企画から加わり進めて行くための支援を進めます。
- (3) 瀬谷第四地区が推進する助け合いの会「女性のボランティア」が地域で定着し、より安定した運営ができるように、事務局的な機能として運営・広報活動研修会などを支援します。

- (4)相沢地区のすすめる地域助けあいの会の、人材育成や組織づくり等を支援します。
- (5)地域を拠点として、介護予防事業（元気づくりステーションなど）などを展開する際、あらかじめ、自治会役員や民生委員の方々と協議し、地域の活動団体やボランティアの方々の協力により実施します。
- (6)各ボランティア団体へヒアリングなどを行い、希望に沿って今後の活動に役立つ内容を検討し、連続講座「ぼらんていあカフェ」を実施します。
また、必要により区・区社協等の関係機関等と連携を進めます。

(4)福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- (1)地域の定例会やサロン等の活動内容や情報を、各職種間で共有し課題の検討に繋がります。また、エリアが重なる瀬谷第四地区に関しては、二ツ橋CPとも同様に情報共有・課題検討を進めます。
- (2)地域アセスメントシートを適宜更新・作成し、そこから見えてくる課題に対して各部門との連携で解決に向けた取り組みを行います。また、各町会別のアセスメントシートの作成を計画的に進めます。
- (3)広報紙の発行や掲示板の活用をし、地域への情報発信を進めるとともに、HPの更新や、広報紙のカラー印刷を検討していきます。
- (4)区社協と共に地域支援計画書を作成し、地域情報の共有と支援の方向性の検討を進めます。また、定期的な振り返りや見直しをともに行います。
- (5)地域支援チームとの連携による情報共有や地域支援会議による他のケアプラザリアの活動の情報を参考にし、事業に反映できるようにします。

3 生活支援体制整備事業

(1)事業実施体制

- (1)生活支援 CN だけでなくケアプラザの全職員が体制整備事業を推進する取り組みを行います。
- 所内の全職員を対象として、それぞれの業務で把握した社会資源を情報集約できるシートを作成、期間限定で集中的に行い、情報共有し合う環境づくりを目指します。さらに、インフォーマルリストやマップ等の作成も検討します。
 - アセスメントシートや社会資源リスト、人口統計データ、分析データなど、日頃直接地域支援業務に携わらない職員を含め全職員に回覧し、地域支援への関心を高めます。
- (2)昨年度に作成した総合相談票のシステムを用いて、相談のあった方の生活課題を積み重ね、町内別に整理を行いアセスメントに活かします。
- (3)ケアプラザ担当のエリア内の商店などへ足を運び、ケアプラザの周知は基より、体制整備事業の周知を行い、見守り活動などの啓発を行います。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- (1) 地域で行われているサロンや食事会、町内会行事に参加し、利用者からのヒアリングやアンケートを通じ、ニーズ把握をします。また、外出が困難な方に関しても、家庭への訪問や情報収集するなどの把握に努めます。
- (2) 日頃より、民児協の会議に参加するなど、民生委員との顔の見える関係をつくり、ニーズ把握しやすい環境を整えます。
- (3) 単位町内会をエリア単位として、社会資源の整理を行います。
- (4) 住民主体の生活支援サービスについて、通いの場や生活支援ボランティアなどの担い手に対するヒアリングや既存のツール（地区支援記録や相談票、団体登録書など）を通して情報把握・整理・分析を進めます。
- (5) 生活支援 CN 連絡会と連携して、要支援の認定受けている方の生活課題を把握するアンケートを実施します。
- (6) 総合相談で把握する個別のニーズを包括支援センターと協力して単位町内会毎に整理し、生活ニーズの把握・分析を行います。
- (7) サロン等の通いの場の参加者に対して生活課題把握のためのアンケートを実施し、分析などにより、各地域の福祉課題を見える化し、地域支援に結び付けます。

(3) 連携・協議の場

- (1) 昨年度の地域ケア会議を活かして、おおむね単位町内会を範囲とした見守りの取組みについて、専門職・地域住民と共に協議を行い、具体的な地域活動へとつなげていきます。
- (2) 瀬谷第四地区「女性のボランティア」の事務局を担い、定例会の開催や活動推進のための調査、議事録の作成など行い運営支援します。また研修の企画を行い、ボランティアのスキルアップの他、講師に専門職を招くことで専門職との連携を深めていきます。
- (3) 専門職（ケアマネジャー等）に対してインフォーマルサービスへの理解を深める講座を開きます。またその発展としてインフォーマルサービスの担い手と専門職が交流できる場を設定します。
- (4) 社会福祉士と連携して認知症カフェの取組みを行います。取組みには、地域の小規模多機能型居宅介護施設と共催で検討します。
- (5) エリア内のボランティアを対象としてスキルアップ、交流を目的とした講座を開催します。開催場所は地域ケアプラザに限定せず、ケアプラザから遠方の地域のボランティアも参加しやすい場所で出前講座を実施します。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- (1) 生活支援 CN 連絡会と連携して要支援の認定を受けている方の生活課題や通いの場を把握するアンケートを実施し、エリア別、区域での情報を整理します。
- (2) 把握した個別の課題の見える化に向け、マップ作りなどの方法を活用し、各町会別等に地域福祉課題をまとめ、地区社協・民児協・町内会などの場へのフィードバックを進めます。
- (3) 他事業所のケアマネジャーが体制整備事業や地域支援に関心が持てる場として、インフォーマルサービスの理解講座やインフォーマルサービスの担い手との交流会を行います。ケアマネジャーとの連携する場を増やし、気軽に社会資源や生活課題の情報共有できる関係づくりを進めます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- (1) 地区民児協、地区社協、自治会等地域での会議に出席し、包括の役割を周知するとともに地域情報・地域課題の把握に努めます。
- (2) 区役所・区社協と月例会議を開催し、個別事例から掲げられる地域課題を共有する機会とするとともに、ネットワーク構築に向けて検討します。
- (3) 地域事業において、出張相談や出前講座を開催します。
- (4) 「ケアマネジャーと病院の医療ソーシャルワーカーとの連絡会」を開催し、顔の見える関係づくりを行います。
- (5) 区内5包括と区役所で協力し、瀬谷区福祉マップ【インフォーマルサービス】【医療情報マップ】の更新を行います。
- (6) 地区民児協などで把握した課題を整理し、その課題をもとに、「ケアマネジャーと民生委員の交流会」（民生委員・児童委員研修）を開催します。

② 実態把握

総合相談業務の様々な個別支援を通じて、地域の傾向や実態把握に取り組みます。

- (1) 総合相談から把握した日常生活課題や地域の会議やサロン、シニアクラブなどへ積極的に出向きアンケートや聞き取りなどで、様々なデータや情報を収集し、地域課題を把握し、地域支援の根拠として活用します。
- (2) 総合相談や個別訪問、地域住民や関係機関からの社会資源情報を整理・分析し、社会資源の充実を図ります。
- (3) 把握した情報は記録するとともに、定期的に職員間で情報共有し今後の業務に反映させるよう努めます。

③ 総合相談支援

「身近な相談窓口」としての機能を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう専門職が連携して総合的に支援します。相談のたらいまわしが起きないように「ワンストップサービス」を目指し、関係機関と連携を図りながら相談に応じます。

- (1) 常に専門職が相談対応できるよう、窓口当番を設け相談体制を充実させます。
また、事業等で包括職員が不在になる場合でも、他の職員がインテーク対応ができ包括職員に的確に繋げるよう、体制を整えます。
- (2) 地域の会議や行事、活動に積極的に出向き顔の見える関係をつくり、ネットワークの構築に努めます。
- (3) 区役所・区社協と定例で事例検討を行い、地域性・個別性に沿った支援を行います。
- (4) 館内の位置関係からケアプラザが「せやまる・ふれあい館」の総合相談窓口のようになっています。館内他施設の業務内容を把握し、適切に案内ができるよう努めます。また、複合館の強みを活かし相談内容によって館内他施設とともに連携し、複数の専門的視点から適切な支援につなげます。
- (5) オープンスペースやエントランスなどに、地域情報や介護保険情報の冊子やチラシを配架し、来館者に情報提供します。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

誰もが住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けることができるよう、消費者保護、成年後見制度、権利擁護事業等の普及啓発に取り組みます。相談に対しては適切な助言を行うとともに、必要に応じ区役所や区社協、関係機関と連携を図り支援します。

- (1) 成年後見制度サポートネットワーク連絡会で多職種から学んだ事柄を、日々の支援に活用します。
- (2) アセスメントに基づき必要に応じ、成年後見制度申し立て支援を行います。
- (3) 親なき後問題への取り組みとして、障がい分野の成年後見制度講座を開催し、普及啓発を促進します。
- (4) 「おいじたく講座」を開催し、エンディングノート・介護保険の理解・遺言や相続についてのお話を通し、地域住民への権利擁護に対する意識向上を図ります。
- (5) ケアプラザ内外の事業やサロン、食事会などで、生活に則した身近な権利擁護情報や振り込め詐欺についての情報提供や注意喚起に努めます。

②高齢者虐待への対応

虐待から高齢者や障がいのある方の権利を守るため、身近な相談機関として迅速且つ的確に関係機関と連携し対応します。

- (1)日頃から地域住民が相談しやすい関係づくりに努め、本人・家族・地域住民から寄せられた相談や、ケアマネジャー等の関係者から受けた情報については緊急性を見極め、安全確保を優先し対応します。
- (2)虐待防止や早期発見のため、区役所や関係機関とネットワークを構築し連携を図ります。月例の虐待ミニ連絡会では区役所や同職種間で情報共有し意見交換を行います。
- (3)サインチェックシートの普及啓発、虐待研修への協力を行い、虐待の早期発見・防止に努めます。
- (4)介護者が孤立することなくリフレッシュできる場として、定例で介護者のつどい「ふれあい」を開催し、地域への定着を目指します。

④ 認知症

- (1)認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症キャラバンメイトの育成やキャラバンメイトが主体となって行う、認知症サポーター養成講座の開催を支援し、認知症についての理解者を増やすとともに、認知症理解を普及啓発する担い手の育成を目指します。
- (2)認知症の方を支える家族支援として、介護者が交流等で楽しみながら、介護などの知識を得る機会として、介護者のつどい「ふれあい」を定期開催します。
- (3)認知症はいかいネットワークの協力機関として、普及啓発に取り組みます。
- (4)認知症医療連携検討会に参加し、区ひいては担当エリアの認知症対策促進のため行政・医療・福祉が連携を図ります。
- (5)地域住民が認知症を身近な問題としてとらえ、正しく理解することを目的とした認知症ミニ講座を開催します。
- (6)認知症の方を含め誰もが気軽に集えるカフェの立ち上げに向け、立ち上げ・運営に関わるボランティア育成を目的とした連続講座を開催し、年度末のカフェ立ち上げを目指します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- (1)地区民児協の会議に参加し、ニーズ把握に努めると共に日常活動に対しての不安や疑問が解決できるよう「ケアマネジャーと民生委員との交流会」（民生委員児童委員研修）を開催します。
- (2)隔月程度で開催されるエリア内のグループホームや小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に包括の職員が出席し、施設職員や自治会会長、民生委員などと意見交換を行います。

- (3) 協力医や管理栄養士の協力を得ながら、地域住民向けの医療講座を開催します。
- (4) 地域で行われているインフォーマルサービスの理解・啓発を目的に、ケアマネジャーとインフォーマルサービスに関わっているボランティアとの交流会を開催します。

① 医療・介護の連携推進支援

- (1) 区役所主催の「在宅高齢者サポートネットワーク」に参加し、ケアマネジャーと医療関係者の連携を進めます。
- (2) 区内5包括共催で「ケアマネジャーと病院ソーシャルワーカーとの連絡会」を開催し、ケアマネジャーと医療関係者がより良い連携が図れるように支援をします。
- (3) 施設協力医や薬剤師、管理栄養士などの専門家による地域向けの講座や、病院等との連携により「ボランティア・カフェ」や「尿漏れ口座」などを実施します。
- (4) 通所介護サービス事業所とケアマネジャーとの情報交換会を開催します。
- (5) 瀬谷区医師会にて開催されている事例検討会に参加し、ケースの情報共有と医療と介護との連携について話し合いを行います。

② ケアマネジャー支援

- (1) 面接、電話、メールなどでケアマネジャーからの相談に対応します。相談内容によっては、同行訪問や定例のケア会議で課題解決に向けた検討を行います。
- (2) 支援困難ケースは、定例のケア会議を活用し行政や各関係機関と連携して継続して支援を行います。
- (3) 区内5包括と区役所で作成の「ケアマネカレンダー」や「主任ケアマネ通信」をエリア内の居宅介護支援事業所へ配布し、事業開催通知や情報提供を行います。
- (4) 区内5包括及び区役所と協力し、新任・就労予定ケアマネジャー研修を行います。ケアマネジャーの情報交換や横のつながりの場として活用します。
- (5) 事業所訪問などを通して、ケアマネジャーが抱えている課題を把握し、ケアマネジャー向けのスキルアップ講座を開催します。
- (6) ケアマネジャーのスキルアップを目的に、事例研究を行います。
- (7) ケアマネジャーに対し、区社会福祉協議会との協力のもと、区社協事業（あんしんセンター・送迎サービス・ボランティアセンター事業）の周知を図り、居宅サービス計画に反映できるようにしていきます。
- (8) ケアマネットに5包括職員が輪番で参加し、ケアマネジャーが抱えている課題などの把握をし、適宜、アドバイスをします。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- (1) 包括圏域にある民児協が抱えている課題を集約し、民生委員・児童委員研修を行います。
- (2) 「地区社協」の意義や存在の理解を求めため、地区社協向けの講座「地区社協ってなに」を区社協と協力して、開催します。
- (3) 介護予防や認知症独居高齢者や高齢者世帯などの支援について、地域ケア会議を通し、医師・民生委員・地域の福祉保健関係者・区・CP・区社協などと共働し、地域資源の開発に取り組みます。
- (4) 昨年実施した、病院のリハビリ専門職との連携による介護予防普及啓発事業を引き続き効果測定を進めながら実施します。
- (5) 地域のボランティアの方や民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会を開催します。
- (6) 「地域ケア会議」に施設協力医や担当民生委員・ボランティアなど多職種の参加を得て、地域連携の視点を持ちながら、ケース検討を行い、医療・介護・地域が連携した生活支援ができる仕組みを構築します。

(5) 介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

- (1) 区役所と区内5包括合同で、介護予防ケアマネジメント研修を開催します。
- (2) 介護予防ケアマネジメントにおいて、介護保険制度だけでなく、地域のインフォーマルサービスの視点が加えられるよう、インフォーマル情報の提供とインフォーマルサービスに関わるボランティアとケアマネジャーの交流会を行います。
- (3) 介護保険制度だけでなく、ボランティアセンターやあんしんセンター事業などの区社協サービスを有効に活用し、より対象者本人に即したサービス提供や自立支援が図れるようケアマネジャー向けの講座を開催します。
- (4) ケアプラザエリア内のサロンやシルバークラブ等に出向き、介護予防出張講座を行います。
- (5) 介護予防計画書の作成などを委託している事業所と常時コンタクトを図りながら、本人の状態に即したサービス提供(インフォーマルも含め)が行えているかを電話・訪問などで継続的に連携を図ります。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

◆元気づくりステーションについて

「あったかハート元気会」では、28年度同様、毎月顔を出しながら支援します。運動にプラスし栄養講座やカローリング等イベントを盛り込む予定で、今年度は新たに「ポッチャ」も参加者の声により追加する予定。参加者も積極的に役割を担っており、28年度報告 29年度計画を参加者全員で共有し全員で健康づくりができています。またさらには、参加者よりの要望を受け、今年度は介護保険制度について話をする予定です。

◆フォローアップについて（5職種の連携により次の各活動を支援）

- (1)ユーカーの会では、参加者からの要望があり、体力測定・体操のフォローアップ講座を実施予定です。日頃体操は実施していますが、自身の体力を知る機会がないため体力測定を実施し、身体を振り返ると共に今後の体操に役立てて頂けるきっかけを作る予定です。
- (2)男めしでは、29年度も管理栄養士を講師にお呼びし、普段調理している振り返りを調理実習を通して行う予定です。
- (3)金曜会では、参加者も減少傾向にあり、ボランティアが体操に参加できておらず体操の後の簡単調理の準備に手が追われているという現状があり、29年度も継続しフォローアップ講座実施予定です。管理栄養士に依頼し、調理実習を実施予定です。
- (4)ひるラジ楽老会では、参加者が減少傾向にあり、会継続支援も必要となるため、新たなメンバー募集とともにフォローアップ講座を実施予定です。内容は、会の代表と検討していく予定です。
※上記以外にも必要に応じ、検討していく予定です。

◆出前講座について

- (1)上楽老峰自治会・第七町内会・向陽台自治会・東台自治会では、28年度同様 29年度も出前講座の実施、通いの場の拡充を地域の方の声を聞きながら実施していく予定です。
- (2)第二町内会では、ヒアリングを行いながら、地域診断から始めていく予定です。必要に応じて出前講座を実施予定です。
- (3)地域のサロンやシニアクラブへも28年度同様積極的に出向き、その地域にあったものを各代表と話し合いながら内容を決定し、実施していく予定です。

◆こつこつ元コツについて

日常生活の中で継続できる内容(栄養講座で簡単調理、膝痛・腰痛予防体操、正しい歯磨きの仕方)を29年度も実施し、参加者が継続して介護予防を実践できることを目指していきます。
第四地区・相沢地区で1か所ずつ実施予定ですが、相沢地区では実施場所を連合会長と検討しながら進めていく予定です。

◆ボランティア育成について

- (1)28年度同様二ツ橋第二地域ケアプラザエリアのボランティアを対象に実施予定です。28年度はケアプラザで実施したため、29年度は相沢地区の会館をお借りし実施予定です。

(2)二ツ橋地域ケアプラザ・下瀬谷地域ケアプラザ・体育協会と協力し、人材発掘の講座を実施予定です。瀬谷スポーツセンターをお借りし、若い方も積極的に担い手になれる様に講座を実施する予定です。

◆自主事業

28年度こつこつ元コツのアンケート結果より、尿モレに悩んでいる方が数名おり、総合相談の中でも話があったため、2回連続講座として1回目にユニ・チャーム、2回目に理学療法士・作業療法士にお越し頂き骨盤底筋体操を実施予定。

その他

(1)29年度の事業計画の打ち合わせを28年度末に6職種で行い、方向性や、部門で重なっているところはないか等話し合い、事業計画の立案を行っています。

(2)地域支援について、自治会により様々な特色があるため単一自治会に焦点をあて、この1年間に目指すゴールを全員で決めることにより、日頃から地域を見る目を養ってきました。これを生かし、持ち帰った情報は地区支援経過に落とし込み、誰でも入力でき、誰でも閲覧することができるようにします。

(3)ケアマネジャーやサブCNにも協力していただき、利用者の方々より得た地域情報やインフォーマル情報を伝えて頂くよう、日頃から協力を求めており、ケアプラザ一体となり地域支援を進めていきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

指定管理者として公の施設を公平・公正に管理します。

- (1)地域の方々安心して利用できる施設となるよう、日常清掃や定期清掃はもとより、日々の点検業務など、衛生的で清潔な施設の維持管理に努めます。
- (2)電気・消防設備・エレベーターなどの維持管理については、専門業者による業務委託を行い適切な管理を行うとともに、せやまる・ふれあい館内の各施設と費用按分により経費を負担します。
- (3)施設の補修や修理について、瀬谷区役所との事前協議により実施するとともに館内の共有スペースに関しては、瀬谷区役所および「せやまる・ふれあい館管理委員会」と十分に協議し連携を図りながら、適切に対応します。
- (4)施設利用者の方々への利便性を考え、各部屋の空き状況を施設の掲示板で周知します。

イ 効率的な運営への取組について

- (1) コピーや印刷は裏紙で済むものは積極的に裏紙を利用し、コピー用紙購入についてはリサイクル用紙を購入します。
- (2) 空調温度の基本設定を夏は 28℃、冬は 20℃とします。但し、施設利用者や来館者の年齢や体調等に合わせて、臨機応変に温度設定を調整します。
- (3) 利用の無い部屋は消灯を徹底します。また、天候により太陽光で照度が十分に得られる場合は、廊下等の照明を一部または全部消灯します。
- (4) 館内の各トイレは自動照明や自動水栓が設置されており、全館を挙げて節電・節水に取り組めます。
- (5) パソコンは節電設定して、離席時の無駄な電力消費を予防します。
- (6) せやまる・ふれあい館に雨水タンクを設置して、植栽の水やりなどに雨水を使用することで節水に取り組めます。
- (7) 業務委託における指名競争入札において業者指名にあたり、中小企業を優先して指名します。
- (8) 運営法人が市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。
- (9) 施設利用団体交流会により、利用者の意見・要望を伺い、より利用しやすい環境づくりを進めます。

ウ 苦情受付体制について

- (1) 利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上につなげます。
- (2) 苦情受付担当者と苦情実務責任者を情報掲示板や貸館の室内に掲示し、利用者に対して苦情受付の体制を周知します。
- (3) 横浜市社会福祉協議会（以下、市社協という）「苦情相談対応マニュアル」に沿って苦情受付の体制を整えます。受付担当者（主任）→実務責任者（所長）→所管部長→苦情解決推進チーム→総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。
また、市社協では苦情解決調整委員（第三者委員）として、法律・福祉・人権の各分野の専門家に依頼して、上記の仕組みで解決できなかった場合の対応や助言をもらいながら円滑な解決とサービスの改善に努めます。
- (4) 各部門でアンケート調査を行い、利用者の方々から意見や要望をお聞きする機会をつくり、頂いたご意見を基に、改善に繋げるよう館内に掲示します。
- (5) 館内 2カ所に「ご意見箱」を設置して、日頃からケアプラザやせやまる・ふれあい館に関する意見や要望が届く仕組みを整えます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

【防 犯】

防犯について、日中は各部屋の点検時に職員が見回り、閉館時も最終見守りをし、閉館後は、機械警備システムにより夜間の異常発見に備えます。

- (1)職員が貸館利用後の点検等で館内を見回る際、不審者の侵入がないことも併せて確認します。
- (2)不審者対応マニュアルを作成し、全職員に配布しており、対応を全体会議で再度確認します。

【防 災】

防災について、職員緊急連絡網の作成と自衛消防組織の設置により、火災や災害発生時に備えます。また、防犯や防災に関して緊急時対応のため、以下の事に取り組みます。

- (1)防災・消火・避難訓練等を年2回実施します。(1回はせやまる・ふれあい館合同の訓練を実施・2回目は座学か消火器訓練等を予定)
- (2)日頃から地域の行事や防災訓練に積極的に参加し、職員と地域の皆様と顔の見える関係をつくることで、非常災害時などに相互に協力し合える関係性を築き有事に備えます。
- (3)職員連絡網や法人内の管理職連絡網や区関係の緊急時連絡網を整え、有事の際、速やかに情報伝達が職員全体に行き渡る仕組みを整えます。
- (4)地域ケアプラザは災害時の特別避難場所になるため、その役割を認識し、防災備蓄物資の適正な保管管理を行うとともに、避難場所運営に必要な人員の確保および役割が果たせるよう、参集訓練などを実施し、他のケアプラザとの連携も視野に、再度の詳細にわたる確認や区役所と連携した体制整備を進めます。
- (5)発災後、緊急対応から復旧まで、円滑に行うため、BCP（事業継続計画）を整備します。またBCP策定後は、職員内で内容を共有し、対応方法を検討します。

オ 事故防止への取組について

法人が運営する施設の事故報告を集計分析し、当施設でのリスクを確認することで再発防止に向けた検討・対応を行い事故防止に役立てます。

- (1)事故や事件・事務ミス等の発生防止のため、毎月の定例職員会議で、市社協内で発生した事象事例や当ケアプラザ内で収集したヒヤリハット・事務ミスについて分析し、業務改善等につなげます。
- (2)昨年度再整備した、事故対応マニュアル（ヒヤリハット含む）をはじめとする、各種マニュアルを再度全職員に確認し定着させます。
- (3)1日3回の申し送りの時間を使って、ヒヤリハット発生の情報収集を行い、報告の案件があれば、その場で原因や対応策などを検討します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- (1) 市社協内で実施する個人情報保護研修に、毎年、管理職または職員が出席することで、継続的な意識啓発を行います。
- (2) 個人情報保護研修や人権啓発研修などの受講後は、職員会議において伝達研修を実施します。職員に対して個人情報の取り扱いや人権尊重に係る意識の向上に努めます。
- (3) 個人情報取扱いに関する管理責任者を所長として、館内に掲示し、周知します。
- (4) 個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し必要時以外の外部への資料の持ち出しや机上放置を防止します。
- (5) パーソナルコンピュータは盗難防止のため、ワイヤーと鍵で固定しています。
- (6) 契約書・フェイスシート・介護保険申請書等の書類は、外部への持ち出しが不可欠なので、携行にあたっては出かける前に「持出簿」に個人情報の内容を記入し、他の職員に確認を得てから外出します。また、訪問先から個人情報を持ったまま帰宅しないことを徹底し、事務所に戻った際、持ち帰った個人情報を他の職員が確認後、「持出簿」に持ち帰りの記録を行います。
- (7) 担当者の不在時の事後連絡や外部からの相談・問い合わせ等に使用する連絡ノート（各部門別）については、夜間は、施錠のできる保管庫で管理します。
- (8) 定期的に全職員に対して研修を行い、職員の個人情報取扱いに対する意識啓発と事故予防に努めます。
- (9) 個人情報取扱い方針を本会ホームページおよび、当ケアプラザのパンフレットに掲載します。

キ 情報公開への取組について

市社協の「保有する情報の公開に関する規程・規則」に基づき、情報公開への対応を行います。また、市社協や市社協運営のケアプラザ等施設の運営状況や事業情報については、ホームページや広報紙などの媒体を用いて情報を発信します。

- (1) 情報公開に際しては個人の不利益にならないこと、責任者の判断を得ること等を徹底します。
- (2) 個人のプライバシー情報や法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを明確にします。
- (3) 閲覧用の予算書・事業計画書、決算書・事業報告書を「ご意見箱」記入台に設置します。また、個人情報取扱業務概要説明書を受付窓口に設置します。
- (4) 受付窓口付近に、情報コーナーを設置して地域の情報や事業チラシなどの広報紙やポスターなどの掲示を行い、常に最新の情報が提供されるよう更新します。
- (5) ケアプラザの広報紙や開催事業のチラシを、各連合自治会町内会の定例会や地区社協会長会議等で説明し、自治会町内会に御協力をいただき、掲示板への掲示と班回覧を行います。

ク 人権啓発への取組について

- (1) 重症障害児余暇支援事業（みーとすまいる）の地域への周知を通し、障害者理解を促進させます。
- (2) 認知症高齢者に関する講座や講習会を実施し、地域に認知症理解の輪を広めます。
- (3) 市社協の実施する、人権啓発研修を基に所長・職員が説明者となって、職場内研修として、児童虐待や障害者の状況についての全員研修を行い、内部啓発に努めます。
- (4) 周辺の三ツ境養護学校を始めとして、区内の地域作業所などの、野菜やパン販売などをせやまるふれあい館の1階での販売を促進させることにより、地域の来館者の方々に障害理解の輪を広げます。
- (5) エリア内の両地区が、地域福祉保健計画の柱として「障害者の理解促進」を掲げていることもあり、地区支援の一環として、地域の住民を対象に理解促進事業を進めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- (1) コピーや印刷は裏紙で済むものは積極的に裏紙を利用し、コピー用紙購入についてはリサイクル用紙を購入します。
- (2) 空調温度を夏は 28℃、冬は 20℃の設定にします。
- (3) 利用の無い部屋の消灯を徹底し、廊下や事務所内の電気は天候により不要箇所は消灯します。
- (4) 館内の各トイレは自動照明や自動水栓が設置されており、全館を挙げて節電・節水に取り組めます。
- (5) パソコンは節電設定して、離席時の無駄な電力消費を予防します。
- (6) せやまる・ふれあい館に雨水タンクを設置して、植栽の水やりなどに雨水を使用します。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- 管理者 主任ケアマネジャー 1名（常勤兼務）
- 保健師等 1名（常勤兼務）
- 社会福祉士 1名（常勤兼務）

《目 標》

要支援1、2と認定された地域の高齢者に対し、目標思考型のケアプランを作成します。また、本人の意欲を高め、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスなどの情報提供を行い、より本人の意欲を反映できるようにし、生活の質の向上を目指します。

委託事業所に向けて、総合事業の理解・啓発を図り、滞りのないサービス利用が行えるよう、連絡・調整を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》 なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) 地域のケアマネジャーや地域のインフォーマルサービスに関わる方との連携を図り、双方の情報共有を密にし、インフォーマルサービス等を盛り込んだ計画が出来るよう支援を行います。
- (2) 地域の介護予防支援事業者を対象とした介護予防に関する勉強会や研修を企画し、目標を掲げた予防ケアプランを作成するためスキルアップを目指します。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
151	151	151	153	153	153
10月	11月	12月	1月	2月	3月
155	155	155	157	157	157

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 介護支援専門員 5名（常勤1名、非常勤4名）

《目 標》

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防・軽減または悪化の防止など）ができることを支援します。

また、良質なサービスが提供されるよう、常に利用者の立場に立ち公正中立な支援をします。

《そ の 他》

- (1)利用者の個別性を尊重し、個々のニーズに沿ったサービス計画を作成し、ボランティア活動など地域の活動を含めた適切な地域の情報を提供します。
- (2)個人情報に配慮しながら複合施設の特徴を生かし、必要な情報を利用者に伝えて地域支援が問題解決につながるように積極的に関わります。
- (3)当事業所は地域包括支援センター（以下、包括という）と併設されているため、地域包括ケアシステムの観点から積極的に協力し、実現に向けて協働していきます。

《利用者目標》

【単位：人】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
介護	117	119	123	125	127	129	
予防総合	30	33	36	39	42	43	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	131	133	133	133	133	133	1,536
予防総合	45	46	49	52	55	58	528

平成29年度 「二ツ橋第二地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	19,754,000	0	19,754,000		19,754,000	横浜市より
利用料金収入	0		0		0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入			0		0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）	0	0	0	0	0	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	0	0	0	0	0	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	19,754,000	0	19,754,000	0	19,754,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,716,000	0	10,716,000	0	10,716,000	
本俸	8,074,000		8,074,000	0	8,074,000	
社会保険料			0	0	0	
手当計	353,000		353,000	0	353,000	
健康診断費			0	0	0	
勤労者福祉共済掛金	704,000		704,000	0	704,000	ハマふれんど等
退職給付引当金繰入額			0	0	0	
その他	1,585,000		1,585,000	0	1,585,000	
事務費	3,309,000	0	3,309,000	0	3,309,000	
旅費	80,000		80,000	0	80,000	
消耗品費	700,000		700,000	0	700,000	
会議ठीい費	50,000		50,000	0	50,000	
印刷製本費	150,000		150,000	0	150,000	
通信費	500,000		500,000	0	500,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費	400,000		400,000	0	400,000	
図書購入費			0	0	0	
施設賠償責任保険	60,000		60,000	0	60,000	
職員等研修費	15,000		15,000	0	15,000	
振込手数料	200,000		200,000	0	200,000	
リース料	100,000		100,000	0	100,000	
手数料	8,000		8,000	0	8,000	
地域協力費	500,000		500,000	0	500,000	
その他	546,000		546,000	0	546,000	
事業費	526,000	0	526,000	0	526,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	484,000		484,000	0	484,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	4,303,000	0	4,303,000	0	4,303,000	
建築物・建築設備点検	2,333,000		2,333,000	0	2,333,000	指定額
光熱水費	1,496,000	0	1,496,000	0	1,496,000	
電気料金	500,000		500,000		500,000	
ガス料金	500,000		500,000		500,000	
水道料金	496,000		496,000		496,000	
清掃費			0	0	0	
修繕費	474,000	0	474,000	0	474,000	
機械警備費			0	0	0	
設備保全費	0	0	0	0	0	
空調衛生設備保守			0	0	0	
消防設備保守			0	0	0	
電気設備保守			0	0	0	
害虫駆除清掃保守			0	0	0	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費			0	0	0	
共益費			0	0	0	
その他			0	0	0	
公租公課	900,000	0	900,000	0	900,000	
事業所税			0		0	
消費税	858,000		858,000	0	858,000	
印紙税			0		0	
その他（ ）	42,000		42,000		42,000	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	19,754,000	0	19,754,000	0	19,754,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 「二ツ橋第二地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書 (特別会計)

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	23,818,000		23,818,000		23,818,000	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	介護保険収入等充当分
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入			0		0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他 ()			0		0	
その他 ()			0		0	
収入合計	29,758,000	0	29,758,000	0	29,758,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	24,788,000	0	24,788,000	0	24,788,000	
本俸	17,830,000		17,830,000		17,830,000	
社会保険料			0		0	
手当計	3,345,000		3,345,000		3,345,000	
健康診断費			0		0	
勤労者福祉共済掛金	3,613,000		3,613,000		3,613,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額			0		0	
その他			0		0	
事務費	1,632,000	0	1,632,000	0	1,632,000	
旅費	90,000		90,000		90,000	
消耗品費	250,000		250,000		250,000	
会議滞在費	50,000		50,000		50,000	
印刷製本費	150,000		150,000		150,000	
通信費	343,000		343,000		343,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分			0		0	
その他			0		0	
備品購入費	200,000		200,000		200,000	
図書購入費			0		0	
施設賠償責任保険	50,000		50,000		50,000	
職員等研修費	70,000		70,000		70,000	
振込手数料			0		0	
リース料	277,000		277,000		277,000	
手数料	50,000		50,000		50,000	
地域協力費	50,000		50,000		50,000	
その他	52,000		52,000		52,000	
事業費	2,193,000	0	2,193,000	0	2,193,000	
協力医	756,000		756,000		756,000	指定額
介護予防事業	151,000		151,000		151,000	
生活支援体制整備事業費	864,000		864,000		864,000	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	422,000		422,000		422,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	1,145,000	0	1,145,000	0	1,145,000	
建築物・建築設備点検	621,000		621,000		621,000	指定額
光熱水費	398,000	0	398,000	0	398,000	
電気料金	150,000		150,000		150,000	
ガス料金	98,000		98,000		98,000	
水道料金	150,000		150,000		150,000	
清掃費			0	0	0	
修繕費	126,000		126,000		126,000	
機械整備費			0	0	0	
設備保全費	0	0	0	0	0	
空調衛生設備保守			0	0	0	
消防設備保守			0	0	0	
電気設備保守			0	0	0	
害虫駆除清掃保守			0	0	0	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費			0	0	0	
共益費			0	0	0	
その他			0	0	0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税			0		0	
印紙税			0		0	
その他 ()			0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一対応費			0		0	
支出合計	29,758,000	0	29,758,000	0	29,758,000	
差引	0	0	0	0	0	